（軽微な変更）

第二十一条　法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　［略］

二　前号に掲げるもののほか、勧誘等の適正な実施に支障がないと消費者庁長官が認める変更

2　法第十二条第五項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする預託等取引業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を消費者庁長官に提出しなければならない。

第二十二条　［略］

（申請書の添付書類）

第二十三条　法第十五条第一項において準用する法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　前三号に掲げる書類のほか、法第十四条第二項の確認をするかどうかを判断するために消費者庁長官が必要と認める書類

第二十四条・第二十五条　［略］

（業務を統括する者に準ずる者）

第二十六条　令第五条第一号又は第二号の内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

（令第六条の内閣府令で定めるもの）

第二十七条　令第六条の当該他の法人として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

［2・3　略］

（軽微な変更）

第十五条　法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一　［同上］

二　前号に掲げるもののほか、勧誘等の適正な実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

2　法第十二条第五項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする預託等取引業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十六条　［同上］

（申請書の添付書類）

第十七条　法第十五条第一項において準用する法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三　同上］

四　前三号に掲げる書類のほか、内閣総理大臣が法第十四条第二項の確認をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

第十八条・第十九条　［同上］

（業務を統括する者に準ずる者）

第二十条　令第四条第一号又は第二号の内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

（令第五条の内閣府令で定めるもの）

第二十一条　令第五条の当該他の法人として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

［2・3　同上］

（法第二十二条の内閣府令で定める書類）

第二十八条　法第二十二条の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法第九条第一項の確認、第十二条第一項の変更の確認又は第十四条第二項の確認　当該確認の内容を記載した書類

二　法第十三条若しくは第十六条第一項の規定による取消し又は法第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項から第三項までの規定による命令　当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

三　法第十八条第一項の規定による報告の徴収又は物件の提出の命令　当該徴収又は命令の内容を記載した書類

別記様式（第二十四条関係）

［略］

（法第二十二条の内閣府令で定める書類）

第二十二条　法第二十二条の内閣府令で定める書類は、不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

別記様式（第十八条関係）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の預託等取引に関する法律施行規則（次条及び第四条において「新令」という。）第四条から第九条までの規定は、施行日以後に締結され、又は更新される預託等取引契約について適用する。

第三条　新令第十条第七号の規定は、施行日以後にする改正法による改正後の預託等取引に関する法律（次条において「新法」という。）第三条第三項の規定による承諾を得る行為又は同項の規定による電磁的方法による提供をする行為について適用する。

第四条　新令第十七条第八号及び第二十条第四号の規定は、施行日前にされた勧誘等の確認の申請及び審査であって、施行日以後に新法第三条第三項の規定による承諾を得ようとするものについても適用する。